第65回文化審議会国語分科会・議事録

平成 29 年 9 月 8 日 (金) 13 時 30 分 ~ 15 時 05 分 文部科学省 3 階 3 F 2 特別会議室

[出席者]

- (委員) 伊東分科会長,沖森副分科会長,秋山,石井,入部,大木,金田,川瀬,川端,木佐貫,三枝,塩田,鈴木(一),鈴木(雅),関根,戸田,野田,福田,やすみ,山田,山元各委員(計21名)
- (文部科学省・文化庁)藤原文化部長,西田国語課長,井上文部科学戦略官, 鈴木(康)国語課長補佐,平山専門官,小松日本語教育専門官,松永専門官, 鈴木(仁)国語調査官,武田国語調査官ほか関係官

[配布資料]

- 1 文化審議会国語分科会(第64回)議事録(案)
- 2-1 文化芸術推進基本計画(第1期)に係る検討状況について
- 2-2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿と今後5年間の基本的な方向性(案)
- 2-3 今後の文化芸術政策の目指すべき姿,今後5年間の基本的な方向性・主な指標候補,主な基本的な施策の例(一覧表)(案)
- 2-4 文化芸術推進基本計画(第1期)に係る基本的な考え方について(案)
- 3 文化芸術推進基本計画策定における国語分科会の関わり方について
- 4-1 文化芸術推進基本計画に盛り込むべき基本的施策(国語分野)案
- 4-2 文化芸術推進基本計画に盛り込むべき基本的施策(日本語教育分野)案
- 5 文化芸術推進基本計画における指標(国語及び日本語教育分野)案
- 6 文化審議会国語分科会の今後の開催予定(案)

[参考資料]

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 平成30年度概算要求参考資料(文化庁国語課)
- 3 文化政策の総合的な推進のための機能強化イメージ(案)

〔机上配布資料〕

- 文化芸術基本法·各種答申等
- 政策評価の基本的な考え方
- 〇 関係法律
- 国語関係答申・建議集
- 平成28年度 国内の日本語教育の概要

[経過概要]

- 1 事務局から事務局の異動(藤原文化部長就任)について紹介があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 第65回国語分科会の開催に当たり、藤原文化部長から挨拶があった。
- 4 前回の議事録案が確認された。
- 5 事務局から、配布資料 2-1、 2-2、 2-3、 2-4 について説明があった。
- 6 事務局から,配布資料4-1,4-2,5について説明があり,説明に対する質 - 疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 事務局から、参考資料2について説明があった。

- 8 配布資料 6 「文化審議会国語分科会の今後の開催予定(案)」の説明があり、第 66 回国語分科会は、平成 29 年 10 月 27 日(金)午後 3 時から、文部科学省 15 F 特 別会議室で開催することが確認された。
- 9 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○伊東分科会長

開会に当たりまして、藤原文化部長より御挨拶をお願いします。

○藤原文化部長

えています。

御紹介いただきました, 文化部長の藤原です。

第65回国語分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。 委員の皆様方におかれましては、日頃から国語施策及び日本語教育施策の実施に御 尽力、御指導を賜っていますことをこの場を借りまして、改めて御礼を申し上げたい と存じます。また、この度は、大変御多忙の中、当初の年間予定にはありませんでした が、急遽の開催に御出席いただきまして、御礼を申し上げたいと存じます。

さて、本年の6月に文化芸術基本法が成立をしました。文化の施策、これまでも着実に進めてきましたが、我が国の今置かれている状況の中で、文化政策をもっと前に進めていってほしい、また、その際には、これまでの狭い範囲の文化行政だけではなく、観光やまちづくり、福祉、教育など、様々な分野と連携しながら、幅の広い文化施策を展開してほしい、こういった要望の高まりがあり、文化芸術基本法が制定されたと考

それを踏まえ、本日の会を開催していますが、この法律に基づきまして、文化芸術推進基本計画を定めることになりました。これまでは基本方針でしたが、計画を定めて、より明確な目標設定をし、そして、施策を計画的に推進していく、そういったことが必要になってきているということです。

文化庁においては、これから社会的、経済的価値を育む文化政策への転換を目指して、この夏の概算要求において、必要な予算、それから必要な組織の見直しを要求しており、こちらの方も年末に向け、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

こうした中で開かれたこの分科会ですが、これから基本計画の策定について御議論いただきます。今後の文化行政の指針となる計画です。国語施策や日本語教育の施策にとって大変重要な意味を持つものです。その計画に盛り込むべき国語分野、日本語教育分野の基本的な施策及び評価指標について御審議いただきたいと考えています。

どうか、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますとともに、文化芸術推進基本計画の内容がきちんとしたものとなりますようにお力添えいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

○伊東分科会長

それでは、議事に入ります。本日は、文化芸術推進基本計画の策定に向けて、基本計画に盛り込む基本的な施策や評価指標について御審議いただきたいと思います。

最初に文化政策部会の審議状況について,事務局の井上文部科学戦略官から御説明をお願いします。

○井上文部科学戦略官

まず、青いハードカバーの、基本計画の机上資料がありますが、1の文化芸術基本法を御覧ください。今年6月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法という名前になりました。この意味は、文化芸術そのものの振興だけではなく、観光、まちづくり、国際交流等、様々な関連施策も法律の範囲に含めて、今後、文化芸術の価値として推進していこうというものです。

当分科会に関係するところでは、文化芸術基本法の第 18 条に国語についての理解があります。国語が文化芸術の基盤を成すことに鑑み、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及、その他の必要な施策を講ずるものとする。第 19 条には日本語教育の充実があります。そこに書いてある施策について講ずるものとすると書いています。特に、今回の文化芸術基本法の改正では、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上が例示として付け加わっています。

前に戻り,文化芸術推進基本法の第7条を御覧ください。第7条で初めて位置付けられたもので,政府が文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものというものです。国語や日本語教育の施策も含めて,文化芸術に関する施策を総合的,計画的に進めるものとして位置付けられています。現在,これについて,文化政策部会において検討をしています。

まず、配布資料 2-1 の 2 ページを御覧ください。文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討という部分です。今年 6 月に文化芸術基本法が成立をしてから、直ちに文部科学大臣から、文化芸術推進基本計画の第 1 期の検討について、文化審議会に対して諮問がありました。それが左です。 3 点あります。推進に当たっての望ましい体系の在り方について、基本的な施策の推進について、2020 年及び 2020 年以降を見据えたレガシーの創出についてです。

これを踏まえ、文化政策部会において、6月から8月に掛けて、6回に分けて、4点について検討してまいりました。1点目が今後の文化芸術政策の目指すべき姿について。2点目が今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性について。3点目が今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策について。4点目がこういう計画を定めたものの進捗状況をきちっと管理していくというPDCAサイクルの方策についてです。

政策部会においては、この1と2と4について検討してきましたので、その検討結果について、これから御報告します。1ページを御覧ください。左側にある「今後の文化芸術政策の目指すべき姿(中長期的視点)」が中長期の目標です。これを踏まえて、2018年から2022年度にわたり、第1期の文化芸術基本計画、推進基本計画の基本的な方向性としての六つの戦略が定められました。

まず、中長期的な視点です。目標1は「創造的で活力ある社会」をうたっています。創造的な文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる。そして、活力ある社会が形成されている。文化そのものの価値だけではなくて、文化から生まれる経済的な価値も含めて育んでいこうという考え方です。目標2は「心豊かで多様性のある社会」です。文化芸術を通して、社会参画の機会や、政策部会では相互理解などの話もありましたが、そういうものを増やし、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている、そういった社会的価値みたいなものも文化の価値として重要なが形成されている、そういった社会的価値みたいなものも文化の価値として重要なが形成されている。そういった社会的価値みたいなものも文化の価値として重要なが形成されている。そういった社会的価値みたいなものも文化芸術の振興、創造、発展、次世代への継承を確実に行い、全ての人々に充実した文化芸術、文化芸術活動の参加機会を提供するという、文化芸術そのものの振興が必要であろうということです。目標4については、こういう文化の価値を地域において推進していくためには、その基盤となる文化芸術団体、そして多様な専門的な人材が必要になってきます。そういう地域の文化芸術を推進するための持続可能で回復力のあるプラットフォーム、基盤を全国

各地で形成し,多様な人材や文化芸術団体が活躍するような社会を作っていこうということです。

こういう中長期的な四つの目標を掲げた上で、2018年度から 2022年度に掛けて、六つの戦略を実行するということを検討しています。戦略の一つ目が創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現。そして、戦略 2 が国際文化交流、協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングへの貢献。これは目標 1 にほぼ対応するもので、文化芸術を通した経済的価値を伸ばしていこうというものです。戦略 3 は文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進、ダイバーシティー(diversity)とインクルージョン(inclusion)を文化芸術において実現していこうということです。これは目標 2 に対応するような戦略です。戦略 4 から 6 が、目標の3、4 に対応するものです。戦略 5 が、多様で高い能力を有する専門的人材の確保、育成支援。戦略 6 が文化芸術に関わる団体等による持続可能で回復力のある地域の基盤の形成、プラットフォームの形成です。

こうした戦略を立てた中で、それぞれについて基本的な施策を下に付けていこうというのが今の計画の作りになっています。基本的な施策の例は、配布資料2-2,5ページを御覧ください。5ページ以降に、戦略ごとに主な基本的な施策の例を掲げています。日本語教育と国語に関しては、戦略2に国際文化交流、協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングへの貢献という部分で、日本語教育の普及及び充実というのがあります。

7ページにある戦略3に関しては、主な基本的な施策の例として、在留外国人等の 文化芸術活動や日本語学習の支援、また、社会教育としての文化芸術教育、著作権教 育、国語教育も関係してくるかと考えています。

次の8ページです。戦略4の文化芸術そのものの創造,発展,継承と文化芸術教育の 充実という部分では,国語の正しい理解です。また,そこから五つ下の学校教育におけ る文化芸術教育,著作権教育,国語教育などが含まれてきます。

9ページです。戦略5としまして,多様で高い能力を有する専門的人材の確保,育成支援について,日本語教育人材の養成,研修の充実が含まれてきます。

また,戦略1,6にも関係している部分もあるかもしれませんが,委員の先生方から も幅広い御意見を頂ければと思います。

また、配布資料 2-1 について、以前は「基本方針」と言っていたものが「基本計画」となったことで、違いが 2 点あります。今までの文化芸術そのものの振興の施策、文化庁の施策だけではなく、関係省庁の施策も入れておこうというのが 1 点目です。 2 点目は、進捗状況をきちっと把握して、計画的に検証を実施していく必要があるということです。これは法律にも書かれていますので、評価、分析を検討しています。

具体的に挙がっているのは、配布資料 2-1 のように、毎年度、適切に定めた評価指標に基づき、フォローアップを行うということ。また、第 1 期の中間年に当たる 2020 年には、中間評価を行い、2023 年度を予定している、第 2 期の策定に反映をしていこうということ。そして、もしデータ等が足りない場合には、国内外の指標や各種データの収集、分析をしていこうと検討しています。さらに、計画に付随する事項として、こういうことを実施していくための文化庁の機能強化や、京都移転の適切な推進、芸術文化振興基金を所管している日本芸術文化振興会の機能強化などについても言及がなされています。

指標については、配布資料 2-2 に指標の候補を掲げました。イメージを持って、政策部会でも議論をしています。例えば、6 ページの戦略 2 で、在留外国人の日本語学習者の割合は、現在の第 4 次基本方針でも成果指標として掲げられたものです。ここに掲げていますが、これは飽くまで候補として挙げたものです。適切か否かは、国語分科会で御議論いただければと思います。また、7 ページでも在留外国人の日本語学習者

の割合を掲げています。後ほど国語課から指標の候補についての御提案があります。 これは、政策部会でイメージを持っていただくために掲げた候補ですので、これについて確定していません。一から御議論いただければと思います。

○平山専門官

配布資料3から配布資料5について説明します。

まず、配布資料3を御覧ください。文化芸術推進基本計画策定における国語分科会の関わり方について、時系列に整理しています。まず、6月21日に大臣から諮問があり、これまで文化政策部会において、6月末から8月末に掛けて、基本計画全体の構成や対象年数、目標、目標を実現するための戦略等について検討が行われてきました。

そして、これまでの文化政策部会の検討を踏まえ、各戦略の下に、具体的に実施していく基本的な施策及びその施策の効果を測るための指標について、分野ごとに検討することになっています。国語分野、日本語教育分野につきましては、国語分科会で、その基本的施策や指標について検討することになっています。その審議は2回行う予定にしています。1回目が本日開催しています国語分科会。2回目は、国語分野と日本語教育分野に分けまして、国語分野が9月21日の国語課題小委員会において、日本語教育分野が9月25日開催の日本語教育小委員会において審議をしていただきたいと考えています。

その後、その両小委員会の審議結果を踏まえ、国語分科会としての検討結果を取りまとめ、文化政策部会にて報告をすることになっています。その報告については、10月13日に予定している文化政策部会において、伊東分科会長に御出席いただき、国語分科会としての検討結果を報告していただきます。

その後,政策部会での審議及び文化審議会総会での審議,その間,関係団体ヒアリングやパブリックコメント等を経て,年度末には答申として,文化審議会としてまとめることになっています。その間,必要に応じて,国語分科会の委員の皆様にも,情報共有や意見の御相談などを致します。以上が全体像です。

次に、配布資料 4-1、 4-2 について御説明します。本日のメイン資料の一つです。基本計画に盛り込むべき基本的施策の案で、事務局で作成した案です。配布資料 4-1 が国語分野、配布資料 4-2 が日本語教育分野となっています。

この資料の見方は、一番左に、配布資料 2-1 にある戦略に関連するものを書いています。その次が基本的施策の案で、こちらを本日、御確認いただきたいという趣旨です。その右側が、参考情報として、従来の第 4 次基本方針でどういうことが基本的施策として盛り込まれていたかを書いています。一番右には、第 4 次基本方針の進捗状況について、どういった施策を文化庁、文科省としてやってきたかを書いています。

それでは、配布資料4-1の上から簡単に御説明します。

まず一つ目の基本的施策です。国語に関する調査についての項目です。

その次が「常用漢字表」及びその手当ての普及に関する項目です。

一番下が「敬語の指針」や、今現在、御議論いただいているコミュニケーションの在 り方及び言葉遣いについて、検討の成果の普及についての項目です。

配布資料 4-1, 2ページ目です。一番上は、危機言語・方言についての項目です。 その下が学校教育における国語力を養うことについての項目です。

一番下が学校教育における教員の国語についての意識を高める等の,学校の教員についての項目です。

3ページ目が子供の読書活動についての項目です。

4ページ目が、一番上が文字・活字文化の振興に関する項目です。

その下が外来語、外国語に関する問題を取っ掛かりとして、公用文の在り方等についての見直しを図っていくということについて書いています。

一番下が国立国語研究所や大学等との連携、協力についての項目です。

こちらは見ていただければ分かりますとおり、配布資料 4-1 に掲げている国語分野については、基本的には第 4 次基本方針にある基本的施策の項目をできる限り生かす形で案を作っています。

配布資料4-2,日本語教育分野についてです。資料の構成は配布資料4-1と同じです。

1ページ目の一番上の項目。関係府省,関係機関の連携体制の整備,充実についての項目です。第4次基本方針にも、その関係のものが入っています。

その下の三つです。第4次基本方針では一つの項目として、調査研究ですとか教材等の開発、それから、日本語教育に携わる者の養成、研修など、まとめられていたのですが、それでは分かりにくいのではないかということで、今回の基本計画に盛り込む際には三つに分解しました。一つ目が日本語教育に関する調査研究についての項目です。二つ目が指導内容、方法の調査研究や教材等の開発で、教育の中身に関する項目です。三つ目が日本語教育に携わる人材の養成、研修、その質の向上について、人材に関する項目です。

2ページ目の一番上は、地域における日本語教育の推進に関する項目です。第4次基本方針で、元々地域の日本語教育に関する項目が入っていましたが、その中に人材の養成に関する内容など、多少、重複するところがありました。そういったところを整理して、書きました。

その下が海外での日本語教育についての項目で、主に外務省の取組を念頭に置いて書きました。基本的施策の欄の中身については、第4次基本方針に書いている中身を念頭に置いて書いています。

一番下ですが、第4次基本方針にはなかった項目です。関係府省間の連携を図りつつ、人材の養成、研修や教材開発等を通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図るということを一つ項目として追加しました。文化芸術基本法の改正における文化芸術基本法の第19条の日本語教育を行う機関における教育の水準の向上という文言は、6月の法律改正で新たに盛り込まれた施策の例です。それに従い、新たな項目を追加した次第です。

続いて、配布資料5の説明をします。基本計画においては、きちんと進捗状況を評価して、第2期の計画に向けての準備などを進めていこうということになっています。 その施策の進捗状況を測るための指標について、事務局の案を作成しました。

まず,机上配布資料「政策評価の基本的な考え方」を御覧ください。文部科学省の政 策評価を実施する際の参考資料として作成したもので、今回の文化芸術推進基本法の 指標の検討に当たり、参考として配布いたしました。

評価指標を考えるに当たって,インプット,アウトプット,アウトカムという言葉があります。

インプットは, そういう施策について投入される達成手段ということで, 予算を幾 ら投入したかということなどがインプットになります。

アウトプットは、インプットに対して直接はじき出される結果ということで、実際に1億円なら1億円投入した事業について、何人の参加者があったかとか、そういったことがアウトプットです。

アウトカムは、アウトプットを踏まえて、どういう成果があったかということで、このアウトカムについては何段階かに分けて考えることができます。直接的なアウトカムは、その事業などの直接的な成果について。中間アウトカムには、そういうのがどれぐらい広がったかということ。最終アウトカムは、社会全体にどれぐらいのインパクトがあったかということです。基本的には、政府で計画などを立てる際には、この最終アウトカムを念頭に置いて指標を検討します。それもできるだけ数字で測れるような

定量的な指標を検討するのが原則です。

配布資料 501 ページ目は国語分野についての指標案、2 ページ目は日本語教育分野についての指標案となっています。

国語分野について、第 4 次基本方針では、特段、評価指標のようなものは立てられておりません。したがって、文化芸術基本計画において、新たに指標を作ることになろうかと思います。一つ目が、「「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある(計)」と回答した者の割合(常に 75%以上となることを目標)」。二つ目は、「「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている(計)」と回答した者の割合(常に 75%以上とすることを目標)」としてはどうかという案です。

①,②とも、参考データを挙げています。過去に「国語に関する世論調査」で、文化庁で調査したことのある項目です。①の設問は、18、22年度に調査したときに、77%、81%という結果でした。②の設問は、過去の世論調査で大体 70%前後という結果でした。①,②の両方を指標とすることもあり得ますし、どちらか一方に絞るということもあり得るかと思っています。

続きまして, 2枚目の日本語教育分野の指標について説明します。

こちらも案を二つ御提案します。「①在留外国人数に占める日本語学習者数が 10% を超えるようにする」。この目標は、第 4 次基本方針に記載されている指標をそのまま踏襲しています。また、日本語学習者数の増加率が在留外国人数の増加率を上回るように留意することも付け加えています。現状については、参考データとして示しております。今現在の日本語学習者数の割合は、昨年の数字で 9.1%、目標数 10%を超えるところまでもう一歩というところです。

続いて、「②日本語教師養成・研修講座の受講者数が、過去2年間の平均を上回るようにする」という案です。日本語教育機関における教育の水準の向上が、法律でも書き込まれたとおり、非常に重要なポイントです。その中核となるのが日本語教師の資質向上であろうということで、その養成、研修講座の受講者数を指標としております。実績としては、27年度が2万6,241人、28年度が2万9,267人です。過去のデータを踏まえて、より増やしていきたいということを指標として、案を作成しました。

○伊東分科会長

事務局の説明を踏まえ、配布資料 4-1 と 4-2 について御意見を頂いた後、配布資料 5 について御意見を伺いたいと考えています。

まず配布資料 4-1 及び 4-2 として示されている基本計画に盛り込むべき基本的な施策の案について、皆様から、どうぞ忌憚のない御意見をお願いします。その際には、戦略が出ています配布資料 2-1 を御覧いただきながら、よろしくお願いします。

○山元委員

質問です。第4次基本方針として参考に挙げられているものは現行のものということなのでしょうか。そして、今回の検討の内容は、その一番左の基本的施策(案)のことでしょうか。あわせて、案が幾つもあるのですが、その案の分量についてです。このぐらいは欲しいというわけではないは思うんですが、その辺りの数の見通しについても教えてください。

○平山専門官

第4次基本方針については、今現在、生きているものということです。平成27年5月22日に閣議決定されたものでして、その冊子を青いドッチファイルの中に入れてい

ます。これを作ったときには、6年間見通してのものですので、今現在も生きています。こちらを発展的に、より良いものにしていくということで、基本計画を新たに作る ということです。

それから、基本計画については、来年度からの5年間を対象に作っていこうということで、今、検討が行われています。本日もそのために御審議いただいているところです。来年度からの5年間で政府として取り組んでいく施策としてこういったものがあるんじゃないかというのがこの基本的施策の案ということです。

数につきましては、今のところ決まっていません。国として取り組むべき施策がき ちんと入っているかどうかという観点から御確認いただければ幸いです。

○三枝委員

1点, お尋ねをします。配布資料 4-2 の中, 2枚目の戦略 2, 3に係る部分で,地域における日本語教育の推進,あるいは国内に居住する外国人の日常生活に必要となる日本語能力の向上をということについて,今後 5年間の目標が掲げられています。

例えば,第4次の基本方針の方を確認いたしますと,「生活者としての外国人のための日本語教育事業」として,平成29年度には12自治体において本事業を実施して,

これを今後5年間敷衍していくという理解ですが、この自治体というのは、これまでの計画上、幾つかの団体で実績がかなり積み重ねられているのでしょうか。あるいは、将来にわたって、自治体の数等を、先ほどアウトカムの話があったんですが、アウトプットする対象として幾つか目標を掲げるということはあるのでしょうか。

○平山専門官

今,御質問がありましたのは,配布資料 4-2 の 2 ページ目の進捗状況の欄の①にある「スタートアッププログラム」についての御質問かと思います。日本語教育が実施されていない自治体にアドバイザー等を派遣して,日本語教室が開かれるように支援していくという事業です。本年度は 12 自治体を採択して,支援の取組を行っています。事業を開始したのが昨年度からで,基本的には 3 年間,支援をするということです。昨年度から支援を開始した自治体においては,日本語教室の開催までたどり着いたという自治体も中にはあります。

この採択自治体の数を目標として設定するのはどうかということですが、予算規模にも直結するものでありまして、インプットに対する直接的な成果と言いますか、効果の部分になるかと思います。こういった評価においては、そういう直接的なアウトプットというのは、指標としては余り好ましくないと言われておりまして、それが社会全体にどれぐらい広がったかという、社会全体への影響というところ、できる限り、そういう意味で、最終的にアウトカムと言われているものですが、それに近いものも指標として設定する、目標として設定するのがよいのではないかと言われているところです。

○三枝委員

お尋ねした趣旨なんですが、当然、外国籍の子供たちが集中するような地域の数というのは限定的です。しかし、私ども地方自治体全体の学校教育なりに関心があるところですと、1,710 ぐらいありますので、日本全国、これから今後将来を考えていったときに、アウトカムとしてどこまで敷衍できるのかどうかということに関心があったものですから、お尋ねした次第です。

○川瀬委員

2点お伺いいたします。配布資料4-1の3ページです。子供の自主的な読書活動というところがありますが、この場合の読書活動というのは、いわゆる旧来型の活字に基づく書籍としての文化情報の受け止め方なのでしょうか。具体的に言うと、例えばネット情報であるとか、紙媒体以外での文化的情報みたいなものも含めて読書活動の推進になるのでしょうか。

それともう一つ、4ページですが、真ん中の近年の外来語、外国語の欄です。外来語、外国語の氾濫から、言語生活に及ぼす影響等を考慮してまでの部分と、そこから後ろの公用文の表記の在り方についてというのが、どうもしっくりつながらない感じがするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○平山専門官

読書活動につきましては、基本的には活字になっているものを子供たちが読むということを前提にしていますが、紙になっているかどうかというのは重要ではなくて、電子書籍のようなものも含めてよいということです。ネットなどで配信されるものにつきましては、書籍として読めるものまでは範囲に入るということです。読み聞かせなども対象範囲に含まれていると承知しています。

○西田課長

もう一つの御質問について、よろしいですか。この部分は、第4次基本方針においては、外来語、外国語の氾濫などの状況、それから、放送や出版など様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響、この二つを考慮した上で、公用文書では国民に分かりやすい表現を用いるよう努めるとあり、実際に公用文書で国民に分かりやすい表現をするということを施策として掲げていました。

平成 25 年に国語分科会として、今後、取り組むべき課題ということで御報告を頂いていたものがあります。常用漢字表改定の手当ての問題、今、御審議をいただいているコミュニケーション、言葉遣いの在り方などです。このコミュニケーション、言葉遣いの在り方を御審議いただいて、今年度末に御報告を頂いた場合、その挙げられていた事柄のうち、公用文作成の要領についての見直しというのが一つ課題として残るという状況になると思います。

この公用文作成要領の見直しを今後の検討課題として考えたときに、多少無理やり感はあったのですが、第4次基本方針で公用文書のことが触れられているところに、公用文の表記の在り方について検討するといった事柄を加えさせていただいているということです。

〇石井委員

配布資料 4-1 と 4-2 にまたがることですが、直接的には配布資料 4-1 の 2° ージ目の三つ目の欄のことです。「学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。」ここです。これは恐らく一般の日本人の子たちの教育に向けた取組とお考えではないかと思いますが、このことは、日本語を母語としない子供たちにとっても、ものすごく重要です。

少数しかそうした子供たちがいない多くの学校では、取り出して指導するという時間がほとんどない。あるいは、日本語を母語としないお子さんが多くいて、取り出し指導ができたとします。ある程度日本語が上達して、母学級に戻せるような状態になり、一緒に勉強している際、担任の先生や各教科の先生は、御自分の発話について、どのぐらい意識的にやっていらっしゃるか。それは、まだ日本語が十分でない子供たちにとって、ものすごく大きな差が生まれる要因になっています。

実際にいろいろなところで授業を拝見しました。ある学校の先生自身が、御自分が日本語教育を全く知らないので、どういう指導をしていいか分からないから、とにかくその子に分かるように、いつもよりゆっくり、はっきり、そして文末も不明確にならないように話すということを、1学期間続けてやったそうです。その子の学力も伸びたけれども、同学年のほかの2クラスよりも、有意にそのクラスの子たちの成績が全体に上がったということでした。要するに、自分の話し方が、外国人の子供たちだけではなく、全ての子供たちの学力の増進に影響があるということも、とても興味深いことですが、そういう意味で、実際に教室の中で見ていますと、先生の指示の言葉とか説明の言葉を吟味して話すという、そういう意識をお持ちいただくことが、日本の子供も外国籍の子供も、全ての子供にとって非常に有益であるということがいろんな現場から報告されています。

したがって、ここで書かれている趣旨とは少し違うかもしれませんが、是非、全ての 教員が国語としての日本語について意識を高め、養成や研修を行うときにも、その部 分も含めた研修であってほしいと思います。

○鈴木 (雅) 委員

正確に理解しているかどうか、自信はないんですが、二つ質問があります。一つ目が配布資料 4-2 のところです。第 4 次基本方針に、国内における日本語教育…みたいなことが書いてあって、それが基本的施策の案のところでは、そういった国内のというのがないように見えます。ここはどういう考え方の変化があったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

それと関連しますがもう1点。今,日本語教育ということを日本全体と言うか,海外も含めて考えたときに、厚労省や経産省など、様々な省庁も、様々な日本語教育の施策をされている。その辺も、新しいこの基本的施策の方ではスコープに入ってくるのかどうか。実は、この第4次基本計画方針を見ると、そういったことも含まれているのかもしれませんが、ちょっとその辺がよく分からなかったので、質問しました。

○平山専門官

まず1点目、「我が国」とか、「国内」といった言葉は外していますが、例えば、配布資料4-2の一つ目の関係府省、関係機関の連携といった場合には、海外での施策を取り扱っている外務省も含めて、厚生労働省や経済産業省など、関係府省が連携するということで、あえて国内に限定する必要性はないのではないかということで外した次第です。したがって、関係府省との連携と言ったときに、国内だけに限定する必要はないのではないかということです。

それから、今回の基本計画そのものが、全体の説明でもありましたが、関係府省の取組も、今度、文化政策に関係するものは幅広く取り込んで、基本計画に盛り込んでいくというのが基本的な方向性です。文化庁の取組、文科省の取組だけではなく、他府省の取組も、基本計画には盛り込んでいくというのが基本的な方向性です。

○井上文部科学戦略官

補足します。今,関係省庁の文化関連施策も調べています。例えば外務省ですと,国際交流基金の事業等で,当然,文化関連事業を行っていますので,そうしたものを含めて,今後,ヒアリング等を文化政策部会でも行うことを検討しています。

○伊東分科会長

省庁横断的な形での、いわゆる統一感のある外務政策と期待したいと思います。

○福田委員

今回の基本的施策と第 4 次基本的方針の関係性について、教えていただければと思います。例えば、配布資料 4-2 では、第 4 次基本方針で一つだったものを三つに分けますとか、あるいは、新たな課題が出てきたということだと、発展していくということがよく分かるんですが、配布資料 4-1 の国語関係では、この文言がほとんど同じとなっています。そうすると、時間がより長く、この課題について検討していくという意味なのか。それとも、どこかでリセットして内容が変わっていくということなのか、教えていただきたいと思います。

○平山専門官

第4次基本方針自体が27年に作成されており、今現在も、元々予定していた範囲内の期間です。その第4次基本方針がターゲットにしていた期間内の途中で基本計画により発展的に切り替えるということです。第4次基本方針で掲げていた基本的施策は、まだ途中段階、十分に達成したとまでは言えないものについては、第4次基本方針の書きぶりを踏まえつつ、そのまま盛り込むのもあるのかと考えた次第です。

十分に達成したものがあれば、そこで、その項目そのものを落とすということは十分にあり得ると思いますが、従来、掲げておりました基本的施策は、どこまでやればいいのかというものよりは、恒常的に続けていく必要のものが多いと考えられます。そこで、多くの項目をそのまま移行してあるというところです。

○川端委員

配布資料4-2の1ページ目の一番下です。戦略2,3,5に関連する部分ですが、日本語教育に携わる人材の養成、研修を充実することにより、人材の質的向上及び量的確保を図る。この人材の質的向上のために、今、日本語教育小委員会では養成、研修の内容の検討を進めているところです。しかし、量的確保を図ること、これは非常に重要だと思いました。充実という言葉の中にいろいろ入っているわけですが、量的確保を図っていくためには、現在、大学や民間の日本語教育機関で行われている養成の規模、もしくは受講機会の拡大、それから、その養成、研修を受ける人材を後押しするような施策もこの中に入ってくるとより良いものになると思いました。

それから、2ページ目、一番下の戦略2と3ですが、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上、これは非常に大事なことだと思います。留学ビザ、在留資格に関わる日本語教育機関については、法務省告示という一定の基準がありますが、それ以外にはそういう基準がありません。水準の向上を図っていくためには、義務となるような基準までいく必要はないかもしれません。例えば地域で行われている日本語教室などにおいては、そういった基準は必要ないと思いますが、他方、法務省告示校以外の日本語教育機関が教育水準の向上を図るに当たって、目指すべきところを示すような指針がこういう中でできていくと、より良いものになると思いました。

○伊東分科会長

指標ということが出たので、次、配布資料5として示されている基本計画に盛り込むべき評価指標の案について、引き続き御意見を頂きたいと思います。

○木佐貫委員

川端委員から御指摘もありましたが、配布資料 4-2 の日本語教育に携わる人材の養成、研修のところです。質的向上と量的確保というお話がありました。量的確保は本当に大事なポイントだと思っていました。ただ、具体的に、どれぐらいのボリューム感かというのが分かりにくいので、是非、この戦略 5 の指標候補の中にお示しいただけ

ると実感として伝わるのかと思います。

○伊東分科会長

学習者については先ほどの指標が出ておりましたが,人材の確保に関わることに関して何かあれば,事務局から御説明を頂けますか。

○平山専門官

どの程度の規模の養成や研修講座などがあればよいのかというのは、判断が難しいところです。今回の基本計画の指標として盛り込む際に、具体的な数字を示せるかというと、難しいと思います。もし、委員の皆様の御意見からその必要性がありましたら、今後の検討課題と第2期計画に向けての今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○山元委員

評価指標及び、政策にも関わると思いますが、文化芸術を推進する基軸、拠点になるのは、国語の場合は公共の図書館です。そこを基盤にして推進ということが可能であるように思います。フランスには、アニマドールという専門職がいて、図書館でのいろんなイベント、企画を打ち、それに子供たちも参加するといった事業があると聞いています。

したがって、施策の中にそのような、公共図書館を発信元とした様々な企画をできる人材育成を入れてもいいですし、そこにどのようなイベントや企画が広がっていったかというような計画の施策とし、そして、評価の指標としては、そのような公共図書館活用のイベントの数を設けるというのが一つなのかと思います。

○川瀬委員

評価指標の部分ですが、国語分野の中で、この調査というのは現状行われている「国語に関する世論調査」の結果が常に 75%以上という考え方でしょうか。それとも、現行、対面で行われている世論調査の調査方法そのものも新たにリセットして、何か新しいものを考え得ることがあるのでしょうか。

それと、常に 75%以上の、この「常に」というのはどういう意味でしょうか。比較的、頻繁に、年に1度とか、そういうペースで行っていくということですか。

○平山専門官

まず、国語の方のデータの取り方ですが、従来あります「国語に関する世論調査」の中で、毎年、同じ設問項目を設け、毎年データを取っていきたいと思います。したがって、対面でのデータの取り方や調査の仕方は、これまでの「国語に関する世論調査」と同じものを考えています。

「常に」という言葉についてですが、5年間の基本計画の指標なので、通常、5年後にはこの水準をクリアするといった指標の立て方をすることが多くあります。国語の分野の指標につきましては、ずっと右肩上がりに伸びていくというものでもありませんし、1度達成すれば、それで良いという性格のものではありませんので、毎年、この水準をクリアできるように施策を打っていきたいということで、「常に」という言葉を入れた次第です。

〇石井委員

評価指標の方です。2枚目の日本語教育分野の①のところですが、日本語学習者数が在留外国人に占めるうちの10%を超えるようにするという、これ自体もよく分かり

ません。しかし、その考え方の中で在留外国人のうち学習している人がどれぐらいいるかという調査でそれを測ると言いますが、基本的に国籍と言語は1対1で対応するものではありません。

今, 文科省でも, 外国人児童生徒という枠で数を出しているのと同時に, 日本語指導が必要な日本人児童生徒の数も取っています。例えば親が国際結婚したために, 日本の国籍を取得したお子さんが, むしろ非常に大幅に増えているという状況です。在留外国人数には, 日本国籍を取っている子たちは入りません。大人の場合も, 国際結婚によって, まだ十分な日本語力が付いているかどうか分からない人たちが日本人とカウントされることもあります。逆に言うと, 外国人であっても, 日本の居住歴が非常に長い人たちが, いつまでも日本語教育を受けているとは限りません。そういうような状況をこのような指標で測ったときに, 一体, 出てきた数値は何を表すのかということがよく分かりません。

○平山専門官

御指摘の点は、我々も非常に苦慮したところです。日本語能力が十分か十分でないかということにつき、特に大人で網羅的に調査したものはありません。例えば、法務省では在留資格別の外国人数などをデータとして出していますが、その一つの在留資格の中にも、日本語の堪能な方で、もう学習の必要のない方もいらっしゃれば、日本語学習の必要な方もいらっしゃいます。在留資格で切り分けるのも難しいかと。

それを前提として、基になる日本語能力で区別するデータがないことを踏まえまして、マクロで、全体として日本語を学びたいと思っている人、学ぶ必要のある人がきちんと日本語を学ぶ環境が整っているかどうかということを測る指標として、日本語学習者数を指標としてはどうかと。その際に、経済的な理由や、例えば過去で言いますと震災ですとか、そういった外的な要因によって、母数となる外国人の方の数が増減することがありますので、比較対象として在留外国人数を便宜的に使ったということです。「10%」という数字につきましても、ここ数年の学習者数の割合から見て、ひとまずの目標として、この辺りがよいのではないかということで置いた数字です。「10%」を超えればそれで十分なのかということではありません。

したがって,データとして数に限りある,いろいろ制限がある中で,マクロとしての,全体としての状況を把握するための指標として,案を作りました。

○伊東分科会長

この件に関しては、複雑で難しい部分もあるかなと。要するに、日本生まれの子供を含めて、これがうまく機能することを願いますが、評価指標として、もう少し検討する余地があるかなと思いました。

○関根委員

配布資料4-1の国語関係の案に関連する戦略が、戦略4というのが多いんですが、その戦略4の中の、それに関連するところを見ると、その真ん中にある国語の正しい理解というのが恐らく当たると思います。正しい理解というのが大事なことは無論なんですが、ただ、現在、国語課題小委員会の、コミュニケーションの議論では、正しさは大事なことはもちろんですが、もっと多様な言葉遣いを認めたり、他人の言葉遣いに寛容になったりするというようなことが議論になっています。

それで、この配布資料 4-1 の基本的施策の文言の中にも、正しいとか正しさという言葉自体は出てこないんですね。キーワードとなるのは、先ほども話に出た、例えば公用文関係の分かりやすい表現、分かりやすさであるとか、あるいは、国語についての意識、国語に対する意識の向上なんていうのが何回も出てきます。恐らくこの辺りが

戦略としてまとめるには、そのキーワードというかポイントになってくると思います。 その辺りを含んだような戦略4の文言みたいなものができればよいと思います。国語 の正しい理解というだけでは、若干、尽くせていない部分があるんじゃないかと思っ て、お願いします。

○平山専門官

配布資料 2-2 には,基本的な施策の例として「国語の正しい理解」という文言が出てきます。ただ,「国語の正しい理解」という文言は,法律に出てくる文言でして,それを取りあえず仮置きしたという次第です。したがって,具体的に計画に盛り込まれる際の基本的な施策については,この配布資料 4-1 がベースになります。国語課題小委員会における審議状況なども踏まえて,できるだけその中から文言を使っていますので,こちらが主となり,後に,答申などに反映されていくとお考えいただければと思います。

○金田委員

配布資料 4-2 と 5 についてです。指標として、学習者が在留外国人の 10%になるようにということで、これはその 5 年間のうちにという意味なのかということをお伺いしたかったんです。

恐らくそうなんだろうと思うのですが、つまり、日本語学習の環境を改善することは、今年、すぐできるということではないと思います。特に、今回、指針の中に出てくるものは、主に日本語教育に関しては人材のことだったと思います。人材の育成を十分に、量的にも質的にも行うということですと、時間が掛かります。それが学習の環境を良くすることに結び付くには、しばらくの時間を要します。その 10% を超えるのは、ある程度の時間を見て御判断いただきたいと思いました。

さらに、学習環境を改善することに関して、今回頂いている指針を見る限りでは、第4次のものと、人材のこと以外にはそれほど大きな変更は見られないと思います。学習環境はもちろん人材も大事ですが、もっとシステム的なこと、教材のことなど、必要になってくると思います。

特に、地域の学習者が、なかなか学習の場に来てくれないという状況は皆さん御存じかと思います。人材が豊かになっていけば、人も学習者としてたくさん参加してくださるかとは思いますが、それと同時に、一人でも学習できるような環境作りもしていく必要があるかと思います。そういったことも具体的な施策として結び付けていただけるといいかなということをちょっと思いました。

○平山専門官

日本語教育については、期間は今後5年間で達成するということで考えています。 それから、一人でも学習できるような環境を、という点につきましては、教材開発な どがあり得るかと思います。基本的施策に掲げている教材等の開発及び提供を行うと いうところに絡めて、国としては施策を打っていければと考えています。

○伊東分科会長

それでは、盛り込むべき基本的な施策及び指標についての本日の審議はこれまでとします。更に御意見等がありましたら、そして、今日、欠席された委員の方からの御意見も是非頂きたいと思いますので、9月14日までに、事務局に、今日、発言できなかった部分も含めて是非メールをお送りください。

基本計画に盛り込むべき基本的な施策及び指標についての2回目の審議は、国語分野については9月21日の国語課題小委員会において、日本語教育分野においては9月

25日の日本語教育小委員会において実施することにしています。

では最後に、その他の案件といたしまして、平成30年度概算要求及び機構定員要求について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木国語課長補佐

参考資料2を御覧ください。1ページ目に平成30年度概算要求概要があります。文 化審議会の国語分科会の経費は917万円で,前年度同額要求しています。

国語施策の充実ですが、875万円の増額となっていますが、大きな要素としては、国語施策の充実の3行目の危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業です。ここで消滅の危機の度合いが最も高いアイヌ語に関して、翻字、翻訳ができる人材育成事業というのを600万円程度、積んでいます。その他、サミット関連経費などを含めて、約760万円増というのが大きな要因となっています。

次に、外国人に対する日本語教育の推進です。こちらも1億1,400万円の増を要求しています。上から4行目、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業がありますが、こちらが前年度比の、▲3,000万円となっています。この事業を減らしたというよりも、生活者としての外国人の中で、昨年度立ち上げた地域日本語教育スタートアッププログラム事業を、「誰もが学べる日本語」推進事業として、5,000万円として、1本、自立させました。こちらで5,200万円の増額を要求しています。「生活者としての外国人」と「誰もが学べる日本語」推進事業をトータルで見て、約2,000万円の増額要求をしています。その下、もう一つ新規事業として、日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業を1本、新規に立ち上げております。9,400万円計上で要求しておりまして、国語課予算全体として、1億2,300万円の増となっており、約1.5倍の予算を要求しています。

続いて、参考資料3を御覧ください。こちらが機構定員要求の関係ですが、京都移転を機に、文化庁が機能強化を推進するということで、この別添の資料のとおり、文化庁全体で機構定員要求をしています。部制を廃止し、左側の文化部の中にある国語課は単体で設置できるように、右側にも下から二つ目に国語課と掲示しています。

○伊東分科会長

これから様々な形で予算も相談され、機能強化が推進されることを望んでいます。 では、最後に事務局から何か連絡事項があれば、お願いします。

○平山専門官

配布資料6を御覧ください。今後の国語分科会総会の開催予定です。次回は10月27日15時からを予定しています。場所は文部科学省の15階,15F特別会議室となっています。また、年度末は、まだ場所は決まっておりませんが、3月2日13時から国語分科会を開催したいと考えていますので、御出席のほど、よろしくお願いします。

○伊東分科会長

本日は、活発な御意見、審議等ができたことを喜んでいます。

これにて、第65回文化審議会国語分科会を終了したいと思います。御出席、誠にありがとうございました。